（土地改良法の一部改正）

第百八十八条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立て」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）中審査請求」に、「第四十五条並びに同法第四十八条で準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項」を「第十八条第一項及び第二項並びに第四十三条」に改め、同条第五項中「却下」の下に「又はこれらの不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十条第五項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「第六条第一号」を「第二条及び第四条第一号」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十五条」を「第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削る。

第四十九条第二項及び第五十二条の四第三項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十七条第六項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十五条」を「第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第十項を削り、同条第九項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「異議申立て」を「審査請求」に、「すべて」を「全て」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項の規定による異議申立てを受けた」を「第六項の審査請求がされた」に、「異議申立てに」を「審査請求に」に、「きいて」を「聴いて」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三条の規定は、適用しない。

第八十七条の三第十四項中「第七項まで」を「第八項まで」に改める。

第八十八条第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十九条の二第四項中「第八十七条第七項」を「第八十七条第八項」に、「きいて」を「聴いて」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第九十条第十一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十五条」を「第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第十二項中「前項の異議申立てを受けた」を「第十一項の審査請求がされた」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三条の規定は、適用しない。

第九十条の二第八項及び第九十一条の二第六項中「異議申立て」を「審査請求」に、「及び第十二項」を「から第十三項まで」に改める。

第九十六条の三第六項中「第七項」を「第八項」に改める。

第九十八条第六項中「を受理したとき」を「がされたとき」に、「を受理した日」を「がされた日（次項において準用する行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に改め、同条第七項中「処分についての異議申立て」を「再調査の請求」に、「第十四条第一項本文及び第四十五条」を「第十八条第一項本文、第四十三条及び第五十四条第一項本文」に改め、同条第十二項中「又は第六項」を「若しくは第六項」に、「又は裁決」を「若しくは裁決又はこれらの不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第九十九条第九項中「処分についての異議申立て」を「審査請求」に、「第四十五条」を「第十八条第一項本文及び第四十三条」に改め、同条第十三項中「決定」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（漁業法の一部改正）

第百八十九条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「すべて」を「全て」に改め、同条の表第二十四条第二項の項の次に次のように加える。

第二十四条第三項	公職選挙法	漁業法第九十四条において準用する公職選挙法

第百三十四条の二の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法の適用の特例）

第百三十四条の三　第三十四条第四項の規定による制限若しくは条件の付加、第三十八条第三項の規定による取消し又は第六十七条第十一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十三条第一項の規定の適用については、当該制限若しくは条件の付加、取消し又は命令は、同項第一号に規定する議を経て行われたものとみなす。

第百三十五条の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「がした処分」を「の処分又はその不作為」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百三十五条の二を削り、第百三十五条の三を第百三十五条の二とする。

（肥料取締法の一部改正）

第百九十条　肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第二項中「農林水産大臣は、」を削り、「処分、」を「処分若しくはその不作為」に改め、「（第三十一条第二項の規定による販売業者に対する処分を除く。）」を削り、「又は異議申立てを受けたときは」を「に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「あらかじめ期日及び場所を通知して、」を「、同法第十一条第二項に規定する審理員が」に、「行わなければ」を「した後にしなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（漁港漁場整備法の一部改正）

第百九十一条　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第二項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、同条第三項中「若しくは異議申立人」を削る。

（植物防疫法の一部改正）

第百九十二条　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「植物防疫官の」を削り、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「六十日」を「三月」に、「申し立て、再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起する」を「申し立てる」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項に規定する検査又は再検査の結果については、審査請求をすることができない。

（漁船法の一部改正）

第百九十三条　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「農林水産大臣又は都道府県知事は、」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立てに対する決定をしようとするときは、あらかじめ、異議申立人」を「審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に、「期日及び場所を通知し、」を「同法第十一条第二項に規定する審理員が」に改め、「聴取を」の下に「した後に」を加え、「異議申立人は」を「審査請求人は」に改め、同条第三項中「処分又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、農林水産大臣又は都道府県知事は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定認定機関又は指定検認機関の上級行政庁とみなす。

第四十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。